

# 高知港 長期構想検討委員会規約

平成 30 年 11 月 29 日

## (名称)

第 1 条 本会は、高知港 長期構想検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

## (目的)

第 2 条 委員会は、高知港に対する諸要請と高知港が今後果たすべき役割などを踏まえ、今後 20～30 年先（2040 年～2050 年代）を目標とする長期的視点に立った高知港の総合的港湾空間の形成とそのあり方について検討する。

## (構成)

第 3 条 委員会は、別表－1 に掲げる者で構成する。

2 委員会は特定の事項を検討するため、必要がある時は臨時委員を出席させることができる。

## (委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

3 委員はやむを得ない理由により委員会に出席できない時は、その権限を代行できる者を代理人として出席させることができる。

## (幹事会)

第 6 条 委員会のもとに、関係行政機関からなる幹事会を置く。

2 幹事会は、別表－2 に掲げる者で構成する。

3 幹事会は、委員会に付議すべき事項の検討を行う。

## (オブザーバー)

第 7 条 委員会には、円滑な議事進行を図るため、関係する国の職員が出席することができる。

## (事務局)

第 8 条 委員会の事務局は、高知県港湾・海岸課とする。

## (雑則)

第 9 条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第 1 回委員会の招集については事務局が行うこととする。

## 附則

この規約は、平成 30 年 11 月 29 日から施行し、目的を達成したときにその効力を失う。

## 高知港長期構想検討委員会委員名簿

区分	所属	職名	氏名
学識経験者等	公益社団法人 日本港湾協会	理事長	須野原 豊
	高知大学教育研究部 自然科学系理工学部門	教授	原 忠
	高知県立大学看護学研究科	教授	神原 咲子
	高知県立大学文化学部 文化学科	准教授	宇都宮 千穂
	高知工科大学	学長特別補佐、起業家コース長	那須 清吾
	高知工科大学システム工学群	講師	西内 裕晶
港湾関係者等	高知港振興協会	会長	青木 章泰
	高知県商工会議所女性会連合会	会長	石原 文子
	高知港運協会	会長	徳平 豊
	高知県貿易協会	会長	弥勒 美彦
	高知県鉱業会	会長	金子 恵巳
	高知県漁業協同組合連合会	参事	竹内 宏
	高知県海運組合	組合長	岡田 俊夫
	高知県観光コンベンション協会	専務理事兼事務局長	三浦 謙一
国の行政機関職員	国土交通省四国地方整備局港湾空港部	部長	宮島 正悟
	国土交通省四国運輸局 交通政策部	部長	中本 隆
	高知海上保安部	部長	揚野 寛治
	高知税関支署	支署長	上野 敦司
県の行政機関職員	高知県危機管理部	部長	酒井 浩一
	高知県産業振興推進部	部長	井上 浩之
	高知県商工労働部	部長	近藤 雅宏
	高知県土木部	部長	村田 重雄
地元市町村を代表する者	高知市	副市長	中澤 慎二
オブザーバー	国土交通省港湾局計画課	港湾計画審査官	中原 正顕

## 高知港長期構想検討委員会幹事名簿

役職	所属	職名	氏名
国の行政機関職員	国土交通省四国地方整備局港湾空港部	港湾計画課長	新見 泰之
	国土交通省四国地方整備局	高知港湾・空港整備事務所長	高阪 雄一
	国土交通省四国運輸局	高知運輸支局長	藤戸 秀夫
	高知海上保安部	交通課長	河野 卓夫
	高知税関支署	統括監視官	伊藤 潤
県の行政機関職員	高知県危機管理部	南海トラフ地震対策課長	浜田 展和
	高知県産業振興推進部	地域産業振興監 (高知市地域担当)	松村 晃充
	高知県商工労働部	参事 兼 商工政策課長	岡林 秀典
	高知県土木部	港湾・海岸課長	小森 雅彦
	高知県土木部	港湾振興課長	江口 悟
	高知県	高知土木事務所長	依岡 隆
市の行政機関職員	高知市	商工観光部商工振興課長	谷沿 新也
オブザーバー	国土交通省港湾局計画課	課長補佐	嶋崎 賢太

## 事務局 名簿

役職	所属	職名	氏名
高知県	土木部	港湾振興監	齋藤 輝彦
	土木部港湾・海岸課	課長	小森 雅彦
	土木部港湾・海岸課	課長補佐	吉永 昌弘
	土木部港湾・海岸課	チーフ	大石 浩貴